（その１）



収　支　報　告　書

令　和　　8　　年分
（令　和　　年　　月　　日開催分）

（ふりがな）
1　政治団体の名称
ふじいせいじしきんかんりだんたい
ふじい政治資金管理団体

2　主たる事務所の所在地
滋賀県草津市矢橋町105-1　カーラ・ソラッツオ弐番館 202

3　代表者の氏名
藤井　隆一

4　会計責任者の氏名
藤井　隆一

事務担当者の氏名
藤井　隆一
（電話）
（電話）
（電話）

政治団体の区分

- ☐ 政党
- ☐ 政党の支部
- ☐ 政治資金団体
- ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
- ☑ その他の政治団体
- ☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☐ 2以上の都道府県の区域等
- ☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- ☑ 有
- ☐ 無

公職の種類　参議院議員（候補者等）

資金管理団体の届出をした者の氏名　藤井　隆一

国会議員関係政治団体の区分

- ☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- ☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の16の3第1項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体

公職の候補者の氏名等　藤井　隆一

公職の種類等　参議院議員（候補者等）

資金管理団体の指定の期間

令和　8　年　1　月　1　日から
令和　8　年　9　月　10　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和　8　年　1　月　1　日から
令和　8　年　9　月　10　日まで

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額 ……	213,172 円
（前年からの繰越額） ……	212,720
（本年の収入額） ……	452
支　出　総　額 ……	213,172
翌　年　へ　の　繰　越　額 ……	0

２　収入項目別金額の内訳

（１）個人の負担する党費又は会費	
金　額 ……	円
員　数 ……	人

（２）寄　附		
ア　寄附（イを除く。）の区分	金　額	備　考
(ア)　個人からの寄附	円	
（うち特定寄附）		
(イ)　法人その他の団体からの寄附		
(ウ)　政治団体からの寄附		
小　計　（ア）＋（イ）＋（ウ）	0	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）		
イ　政党匿名寄附		
合　計　（ア＋イ）	0	

（その６）

（６）その他の収入

摘　　要	金　　額	備　　考
	円	
この頁の小計	0	
1件10万円未満のもの	452	
合　　計	452	

（その１３）

３　支出項目別金額の内訳

（１）支出の総括表

項目	金額	備考
１　経常経費	円	
（１）　人件費		
（２）　光熱水費		
（３）　備品・消耗品費	135,943	
（４）　事務所費	77,000	
小計	212,943	
２　政治活動費		
（１）　組織活動費		
（２）　選挙関係費		
（３）　機関紙誌の発行その他の事業費	0	
ア　機関紙誌の発行事業費		
イ　宣伝事業費		
ウ　政治資金パーティー開催事業費		
エ　その他の事業費		
（４）　調査研究費		
（５）　寄附・交付金		
（６）　その他の経費	229	
小計	229	
合計	213,172	

（その１４）

（２）経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
トナー代	55,812円	R8.8.19	ecoinnk.in	111 north bridge road #04-28 peninsula plaza 179098	
感光ドラム代	14,180	R8.8.24	株式会社　マッハ	大阪府吹田市山田西1-19-3	
この頁の小計	69,992				
その他の支出	65,951				
合計	135,943				

（その１４）

（２）経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	事務所費		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
監査報告書報酬	77,000円	R8.9.10	八幡知行税理士事務所	滋賀県大津市打出浜11-29-208	
この頁の小計	77,000				
その他の支出	0				
合計	77,000				

（その１５）

（３）政治活動費の内訳		項目別区分	その他の経費	（ 贈与 ）	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
	円				
この頁の小計	0				
その他の支出	229				
合計	229				

（その１７）

資　産　等　の　状　況

１　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価格が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残額が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価格が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（その２０）

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

１　領収書等の写し

２　監査意見書（政党および政治資金団体に限る。）

３　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

４　確認書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和　8　年　9　月　10　日

政治団体の名称　ふじい政治資金管理団体

会計責任者の氏名　藤井隆一

（解散年のみ記入）
代表者の氏名　藤井隆一

（備考）
1　会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示または提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面および本人確認書類の提示または提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名または記名押印による場合は、この限りでない。
2　政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者および会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示または提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面および本人確認書類の提示または提出を行うこと。ただし、代表者および会計責任者本人の署名または記名押印による場合は、この限りでない。

政治資金監査報告書

令和　8年 9 月　10　日

ふじい政治資金管理団体
　代表　藤井　隆一　殿

登録政治資金監査人　八幡知行
登　録　番　号　　第1441号
研修終了年月日　平成21年7月17日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、ふじい政治資金管理団体の令和８年に係る法第１７条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、ふじい政治資金管理団体の主たる事務所の他、作業スペースの不足等を考慮し、登録政治資金監査人の事務所（大津市打出浜 11-29-208）において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書及び領収書等が保存されていた。

（2）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係

政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１７条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書及び領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出明細書は、存在しなかった。

３　業務制限

ふじい政治資金管理団体と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、ふじい政治資金管理団体と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上